

(第53回総会資料綴には、この勧告の原案・修正案・再修正案が添付。原案では、科学研究基本法提案についての言及なし。)

第53回総会議事録(昭和44年)

(開催日時等要確認)

○伏見(第四部) ……ちょうど一年ほど前に、つまり昨年、昭和四三年二月二十七日に閣議決定された科学技術基本法政府案というのがございます。その政府案ができました直後に、この第七期における特別委員会がそれを検討いたしましていろいろなことを考えたわけでございますが、それと比較するのが一番よろしかろうと思います。その一年ほど前の案と申しますのはそれよりさらに一年前の案と比べますというと、ご承知のように非常にいわゆる狭い意味の科学技術の振興法的な性格を非常に明らかにしたわけでありまして、人文社会科学的の要素を取り去り、それから大学に関係するものを取り去るといふふうにして、非常に宇宙とか、公害とか、いわゆるナショナルプロジェクトの基本計画をつくり上げていくというところに焦点を合わせたようなものになっていたわけでございます。……(451-453)

○三宅〔泰雄〕(四部) 科学技術基本法もいろんな経緯を経まして、科学技術基本法というような形になってきたと思うんですが、一番最初の段階ではさっき伏見委員長もおっしゃいましたように、第六期の会員が個人的なベースでもって参加されて、そして科学研究基本法の理念を何とかそれに盛り込みたいという努力をされたと思うんです。それでその結果できましたものは、第一次案では人文、社会科学も研究基盤の育成、あるいは基礎研究というようなことで仕事を分担するというようなことにもなっていたと思います。ただ一番問題点は、日本学術会議がそういう研究基盤の育成に関する問題については日本学術会議の意見を聞くということであって、結局全般的な研究計画の策定にあたっては必ずしも日本学術会議の意見はきかなくてもよいというところに、非常に大きい問題点があったように記憶しております。それでその結果としては国立試験研究機関、あるいは特殊法人の研究機関、あるいは事業団等の仕事における研究というのは科学技術会議でその計画を策定しまして、そしてそれが上から押しつけられると、非常に研究の官僚統制におちいる危険性があるということが、国立試験研究機関、その他の科学者からそういう心配が出てまいりました。そういう点で私たちが反対をしたわけでありまして、だんだんとそれがかわってきて人文、社会科学は抜くと、それから今度は大学も抜くというような、いわゆる基本法が出てまいったわけでありまして、それで提案では人文科学あるいは大学関係のために学術振興法をつくってカバーしたいというお考えでありますけれども、私は日本における非常に不幸な事態というのは、率直に言えば科学技術庁と文部省とのにおける学術の二元化、あるいは科学技術庁の及び各省庁関係の学術と、それから大学の学術との二元化という問題が非常に日本の学術にとって進展を阻害する要因になっていると思うんです。それでこれはやはり何とか将来は国として一本化しなければいけないと私は考えております。それで科学研究基本法をつくってその下にそういった学術振興法と、科学

技術振興法の二本立てにするということは、そういういままで非常に困った事態であった二元化の問題を、それを定着させるというおそれが多分にあるんで、私としてはこういういき方にはあまり賛成はできないわけです。できればやはり科学研究基本法一本立てですっきりした姿で、日本の国の全体の学術が健全に進むことを私は期待しております。(533-538)

1971年（昭和46年）

8-64

総学庶1782号 昭和46年12月9日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 江上不二夫

科学研究5か年計画について（勧告）

計画説明資料

前 文

科学研究は、元来科学者の自由な発想を基礎として自主的に発展させられるべきものであることはいままでもない。しかし、20世紀の後半から、研究のため多額の経費を必要とするようになり、科学者自身、第一に自らの研究を最も効率的に行うため、第二に巨額の経費を要する科学研究が、他の分野を圧迫することのないために、また第三に科学研究が国民の支持と理解の下に行われるためには、科学者自身が、自律的に科学の全領域についての研究計画を樹立することが要請されてきた。先に本会議が、科学研究基本法に盛り込まれるべき内容の中に、科学者が自主的に計画を樹立すべきことをのべた精神に基づく。また本会議はこの精神に基づいて研究の将来計画を検討し、その結果を一つの成案にまとめ、第44回総会の議に基づき「科学研究計画第1次5か年計画」を政府に勧告した。この計画は1967年から1971にわたる5年間に推進すべき科学研究の目標を示しているが、その基本は、科学研究を発展させるための豊かな環境の整備に対して国家が配慮すべき諸点を述べることを主眼になっているが、その精神に則って研究に必要な国家予算の規模ならびにその最も有効な運用可能なような予算体系をのべている。

しかし、勧告後6年を経過し、その間に内外における科学技術の進歩、国内における科学技術に関する動き、物価の変動等があるので、1973年から1977年までの5か年間に対して、「第1次5か年計画」を修正改良したのが今回の勧告である。この計画は部分的にも全体的にも一貫した体系をもって策定されていて、政府は、この勧告の実現に際しては、全体の規模についてだけでなく、その予算体系における比例的関係、個々の体系を正しく捉えるよう配慮されるべきことを重ねて強調したい。

（全文は以下を参照、<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/06/08-64-k.pdf> ,
http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/06/08-64-k_2.pdf）

1976年（昭和51年）

10-7

総学893号 昭和51年6月3日

内閣総理大臣 三木武夫 殿

日本学術会議会長 越智勇一

写送付先：(略)

再び科学研究基本法の制定について（勧告）

標記のことについて、本会議第70回総会の議に基づき、下記の通り勧告します。

記

科学研究は、人文、社会及び自然における真理の探求とその成果の応用を使命とし、世界平和の確立、文化の向上、人類福祉の増進に貢献することを社会的任務とする。

以上の任務と使命に即して、我が国における科学研究の健全な発展を期するためには、国はそれに対して責任を持ち、十分な措置を講じるよう普段に配慮しなければならない。そのためには、まず、科学研究に関連する国の政策について基本的理念、規範等を定めた科学研究基本法の制定が必要不可欠である。

このような観点に立って、本会議は14年前、政府に対し、科学研究基本法の制定を勧告し（「科学研究基本法の制定について」昭和37年4月、第36回総会）、その実現を期待してきたが、いまなお制定に至っていないのは極めて遺憾である。

旧勧告以降十数年間の我が国の科学・技術の状況をかえりみると、適正な科学・技術政策を欠いたことも重要な要因となって、科学の跛行的な発展、技術の無秩序な開発が行われ、環境破壊、公害の激増など国民生活に対する重大な悪影響が生じているのが現状である。本年2月、総理大臣が科学技術会議に対して「長期的展望に立った総合的科学技術政策の基本について」諮問したのも（第6号諮問）、このような状況を踏まえてのことと理解する。

ときあたかも、1974年11月、第18回ユネスコ総会は、日本政府代表の賛成を含め「科学研究者の地位に関する勧告」を採択したが、同勧告を貫く基本的理念は、前期の本会議の勧告の趣旨と全く合致している。

政府は、前期ユネスコ勧告の実現について、必要な措置（立法措置を含む）を講ずべき責任を国民に対して負っている。本会議は、これらの措置の中でも科学研究基本法の制定が最も緊要であるとの認識に立ち、ここに、以上の状況を踏まえ、旧勧告の趣旨を更に発展させて、科学研究基本法を制定することを再び強く勧告する。

なお、本勧告に添付した科学研究基本法に盛り込まれるべき内容案及びこの内容案を土台として科学研究基本法が立案される場合の位置し案として作成した科学研究基本法試案は、旧勧告並びにその後の本会議の勧告、声明等を再検討すると同時に学協会をはじめ多くの科学研究者の意見をもきいて策定したものであるから、これを十分に尊重されたい。それがため、本会議と密接な連絡をとられたい。

付 記

1) 前記の科学研究基本法は科学研究に関する国の責任を定めるものであるが、他方、日本学術会議は、科学者の代表機関であるという立場から、以下のような趣旨を含む科学者憲章（仮称）を定め、みずから、科学研究者の負う責務を国民の前に明らかにする意図を持っている。

① 科学研究者は、それぞれ科学研究の使命と社会的任務を自覚し、科学研究の健全な発展につくし、国民の期待にこたえるようその社会的責任の遂行に努めなければならない。

② 科学研究者は科学研究の自由を守り、科学研究の成果の無視又は乱用が社会に及ぼす有害な結果について指摘し、国民及び人類の福祉を守る責任を負う。

2) 科学研究基本法が制定された後に、その理念にそって科学研究に係る諸法令が整備されることを期待する。

また、必要な場合、科学研究基本法の理念にそった個別の法律（例えば研究公務員特例法のごとき）の制定を勧告する考えである。

(添付資料)

科学研究基本法に盛り込まれるべき内容案及び科学研究基本法試案について

(全文は以下を参照、 <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/08/10-07-k.pdf>)

1977 年（昭和 52 年）

10-17

科学技術会議の第 6 号答申「長期的展望に立った総合的科
学技術政策の基本について」に関する日本学術会議の見解

昭和 52 年 6 月 24 日

「基礎研究の重要性については、日本学術会議が、先に勧告した「再び科学研究基本法の制定について（昭和 51 年 5 月、第 70 総会）」の内容、特に科学研究計画第 1 次 5 ヶ年計画等で示した「科学研究基金」の趣旨が参照されるべきであると考える。」

（全文は以下を参照、 <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/08/10-17-ke.pdf>）

1980年（昭和55年）

11-18

（総学庶第652号 昭和55年5月22日）

科学者憲章について（声明）

昭和55年4月24日

第79回総会

日本学術会議は、我が国における科学研究の健全な発展を期するため、国の責任を定めることを趣旨とする科学研究基本法の制定を1962年（昭和37年）と1976年（昭和51年）の二回にわたって政府の勧告し、その実現を要望してきた。この科学研究基本法といわば表裏をなすものとして、本会議はここに科学者憲章を公にすることによりその遵守を決意し、科学者が自ら負う責務を国民の前に明らかにするとともに、我が国の科学者がこの憲章の精神に則り、任務を遂行することを期待する。

科学者憲章

科学は、合理と実証をむねとして、真理を探究し、また、その成果を応用することによって、人間の生活を豊かにする。科学における真理の探求とその成果の応用は、人間の最も高度に発達した知的活動に属し、これに携わる科学者は、真実を尊重し、独断を排し、真理に対する純粋にして厳正な精神を堅持するよう、努めなければならない。

科学の健全な発達を図り、有益な応用を推進することは、社会の要請であるとともに、科学者の果たすべき任務である。科学者は、その任務を遂行するため、次の5項目を遵守する。

1. 自己の研究の意義と目的を自覚し、人類の福祉と世界の平和に貢献する。
2. 学問の自由を擁護し、研究における創意を尊重する。
3. 諸科学の調和ある発展を重んじ、科学の精神と知識の普及を図る。
4. 科学の無視と乱用を警戒し、それらの危険を排除するよう努力する。
5. 科学の国際性を重んじ、世界の科学者との交流に努める。

（全文は以下を参照、<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/09/11-18-s.pdf>）

1995年（平成7年）

1968年の廃案から30年近くを隔てて、1994年3月に自由民主党科学技術部会において議員立法による科学技術基本法制定の機運が高まり、日本学術会議でも第121回総会（1995年4月）で同法制定に関する議論が繰り広げられた。

1995年5月には当時の連立与党内でプロジェクトチームが結成され、同年10月に自民党、社会党、新党さきがけ、新進党の共同で国会提案がなされて、審議の結果、翌月には全会一致で可決、成立した。さらに、同法の定める科学技術基本計画が翌年には策定され、日本学術会議はこれを高く評価する会長談話を出した。

なお、同法における「科学技術」の定義は、長く議論的となり、また揺れ続けたものであったが、法の解説書類では「科学技術」とは「科学に裏打ちされた技術」のことではなく、「科学及び技術」を指すとしている。

第121回総会基調報告

日本学術会議の課題

——高度研究体制を目指して——

平成7年4月20日

日本学術会議会長

伊藤正男

4. わが国の研究体制

……

科学技術に対する国の支援を強化するためには、立法措置もまた有効であろう。「科学技術基本法」が国会において議員提案される情勢であるが、昭和43年その元の案が国会に提出されたとき日本学術会議は、人文系を除きかつ大学の研究をも除いている点、日本学術会議の位置づけが明確でない点について反対し、この法案は廃案となった。本年1月に提案者の尾身幸次衆議院議員の説明を受け、また3月には科学技術基本政策研究会において同議員の説明と質疑が行われた。今回の案では大学の研究は含まれるようになっているが、科学技術から人文科学にのみに係るものを除くという規定については、科学技術会議の規定と整合を保つため、これを除去することは困難であると説明された。しかし、私としては少なくとも人文科学への配慮が言及されてしかるべきであると思う。日本学術会議の位置づけについては、会長が自動的に科学技術会議の議員になることでなされていると解釈されている。この法案は科学技術の推進についての多くの提案を含んでいるが、その主眼は政府があらかじめ科学技術会議の議をへて科学技術基本計画を策定することを義務づける点にあると思われる。私は、この法案が成立した暁には真に科学技術基本法の名に相応しい実効あるものとなることを期待したいと思う。（9頁）

（以下略）

平成7年4月20日

於・日本学術会議講堂

第121回総会速記録

(第2日目)

日本学術会議

[科学技術基本法案関連部分のみ抜粋]

○長砂(3部) 9ページの科学技術基本法であります。ここに1月と3月というふうな日を明記されまして、尾身議員などとの接触が書かれておりますが、ちょっと事実を確かめたいのですが、今この法案というのはどういう内容までできているのか、前回連合部会で提出された資料が最新のもののなのか、より新しいものがあるのか、その点は、私たちがどれだけ資料を入手できているのかということに関わりますので、お聞かせください。

○伊藤会長 この前連合部会で配布されたものがさらに修正されております。一部修正されております。基本は変わっていないのですが、大学における研究、研究と教育との関係を記述した部分が学術会議の希望というか、そういうものを入れて、一部修正になっております。ほかはほとんど同じですが、必要でしたら配布いたします。

○長砂(3部) 私、個人的にきのう第3部会が終わりましてから事務に言いまして、第3部の人たちには配られているようなんですけど、できれば全部に配っていただきたいと思います。

○伊藤会長 3月30日に国際何とか、会議が開かれて、質疑応答のときに渡された資料が一番新しいものでございます。まだ修正の余地はあるようですね。まだまだ最終案が出されたわけではなくて、まだいろいろなところの調整をされております。(28頁)

○加藤(3部) 先ほどの科学技術基本法に関連いたしましてちょっと会長のお考えといいますと、午後あるいは討論になるかと思いますが、9ページの真ん中から下の方、人文科学にのみ係るものを除くということについては、会長は非常に慎重で、配慮が言及されてしかるべきだと。これは私も全く同感で、支持したいと思いますが、既に60年代ですか、私、不勉強ですけども、幾つかの文献に読みますと、60年代に4部が中心になって科学研究基本法というものをおつくりになって、いわば勸告を幾つかお出しになっているわけですね。要するに科学技術法、当時の科学技術基本法反対とそういう学術会議として今までやってきた勸告というものを出した経緯と今とは段階、事情、今度の基本法がどういう内容か、また変わっていくものと思われましても、今までの学術会議として何回も勸告を出しているということはどういうふうな受けとめたらいいのか。つまり、時代が変わったんだから、16期になったのだから、それに全く賛成と、あるいは全く反対というふうに言えるのかどうか、その辺もし午後の討論にあるいは出てくるかと思いますが、お考えがあったら教えてください。

○議長 [利谷信義副会長] それは午後に回させていただきます。(30-31頁)

長砂（3部）伊藤会長の冒頭部分に人文、社会、自然の諸科学が接近し、融合し、共通の目標に向けて相互に協力する機会が増大している。こういう正当な指摘がありますし、きょうの今までの議論でもいわゆる狭い意味での科学技術のみが突出して、ひとり歩きするというのは非常に危険である。こういう趣旨の発言がありましたが、科学技術基本法という今回再度、20 数年のブランクを経て提出されている法案というのはまさにそういう性質を持ったものではないかというふうに思います。やはり総合的な発展が基本法としては考えられるべきでありまして、我々の先輩が考えた道は現在でも基本的に正しいと思います。現時点でなぜ政府立法ではなくて、尾身という自民党議員で、しかも科学技術庁の専門家といえますか、そういう人がこの時期に議員立法という形で再び持ち出したかということについて、そしてそれはどういう背景で、どういう意図をもって、単なる前回の続きなのか、それとも新しい意図があるのか、その辺を会長としてはどのように受け取っておられるかということをご話をお伺いしたいと思います。

○議長〔西島安則副会長〕ありがとうございます。

ほかに関連でございませうでしょうか。

先ほど資料も素案の、あるいは案の資料をごらんになったと思いますし、一番最初、今お話になりました昭和 37 年、1962 年、会長、和達さんのときに、池田内閣総理大臣あてに科学研究基本法の制定について勧告というのを学術会議は総会の議に基づいて勧告をしております。科学が国民の福祉、世界の平和、文化の向上に十分に寄与するように、日本の科学研究が健全に発達するためには、国がそれに対して責任を持ち、十分な措置をすべきものとする。ここに、そのためにまず国が行うべき政策についての基本的理念を規定するため、科学研究基本法を制定することを勧告するというような基本的な考え方でまず昭和 37 年に出しております。

そういうふうな勧告もございまして、昭和 44 年、1969 年に科学技術振興基本法とも、これはまだ括弧つきですが、そういうものについての検討の動きが出ておりますときに、江上学術会議会長から今度は総会の議に基づき、下記のごとく勧告しますということで佐藤総理大臣あてに、最近国会において科学技術振興基本法を制定しようとする動きが見られるが、同法を制定するに当たっては、従来から当会議が主張してきた科学研究基本法をまず制定し、さらに基礎から応用に至る全研究分野の調和ある発展を確保するため、人文、社会科学を含む基礎科学の全領域を対象とした学術振興法、仮称を科学技術振興基本法と同時に制定するよう強く要望するというようなことが前文にある勧告を出しております。

午前からの話でそういうふうな流れの中でということでございますので、ここでちょっと会長からお話を伺いたいと思います。

○伊藤会長 今議長から御説明がありましたように、昭和 37 年に科学研究基本法の制定についてという勧告を行っております。原文を私ここに持って、さっきから見ているのですが、割に精神的な規定の多い文章であります。具体的にどうせよということではなくて、例えば、かなり長文のものでありますが、1 番目にうたっていますのが科学の基本的な条件で、科学研究の自由を保障しなければならないといったことであります。体制についても国公立の大学、研爽機関及び諸専門学界が相互に有機的な関連を保ちつつ、科学者の創意に基づいて我が国の科学研究体制をつくらなければならない。そういった規定がずうっと続いているわけでありませう。

これが出た後で政府の方から政府案として出てきた案がここにございます科学技術基本法案。しかし、学術会議はこういうふうに反対の意見を当時表明したわけでありませう。

反対する理由が幾つかあるのですが、重要なのは、人文・社会科学というものを抜いているのはいけない。もう一つ、大学を外していたんですね。もとの案を見ますと、人文科学のみにかかるもので、大学における研究にかかるものを除くというふうになっていたのが非常にぐあいが悪いということでありませう。それから、日本学術会議の位置づけが明確でなくて、しかも日本学術会議を全く無視した形でこういう提案がされているのは非常に困る。そういう点の抗議が含まれているわけでありませう。

それで、学術振興法というものを、これは全部の領域を学術という格好で包含するわけでありませうが、そういうものを同時に制定してほしいという要望が含まれておりませう。

そんなことで私もきょうの基調報告のレポートに書きましたように、この最初の提案のときにあった問題点はそういうものであるということをお説明しておいたわけでありませう。

それで、これが廃案になりましてまたどうして浮上してきたかということでありませうが、これは尾身議員の御説明をいろいろ伺っておりますと、尾身議員自身は最初の法案が提案されたときに科学技術庁の総務課長として関与されていたいわば当事者の1人だったわけでありませう。議員になられましては政治が科学技術に関与することが余りにも少ない。これでは国民の負託にこたえていないのではないかという自責の念に長年駆られてきた。それで、そろそろこれが自分としては最後のチャンスだろうということを出したい。出したいけれども、政府側からなかなか出る可能性がない。これは一つには政府といってもいろいろな省庁がありまして、省庁間の合意がなかなかとりつけにくいわけでありまして、政府の方から一本化して強い態度でこれが出せるという見込みが余りないので、自分にできる範囲、議員立法という格好で出したいのだと。そのために前の法案をかなり変えた格好で、例えば大学における研究にかかるものを除くというのは完全に外してあるわけでありませう。それで出し直したのであるという御説明でありませう。

いろいろな省庁に説明されまして意見を聞いて、文章を少しずつ修正するというのをずうっとやっておられるのですけれども、1月の時点で学術会議に正式に話を聞いてくれというお話がございましたのでお伺いしたわけでありませう。非常に学術会議のことを気にしておられて、尾身議員の提案される趣旨を随分時間をかけて説明されまして、ぜひ理解してほしいというお話でありませう。

私としましては、先ほど申し上げましたような点を繰り返して申し上げました。大学に関する点は解決されているわけでありませうけれども、お手元の第5条にありますが、「大学及び大学共同利用機関に係るものを講ずるに当たっては、研究者等の自主性の尊重その他の大学等における研究の特性に配慮するように努めなければならない」こういうふうにございます挿入されまして、大学の点は除いたわけですが、もとの案はちょっと文言が違っておりまして、その点は西島副会長が希望を述べられまして、そのように修正されております。

人文科学のみに係るものを除くという点はどうしても外せないというのは、けさほどもちょっと御説明したのでありませうが、科学技術会議の設置——きょうは説明しなかつたかもしれませんが、科学技術庁の設置法、それから科学技術会議の設置法にこういう文言が使っているものございますから、これを外すと、そのレベルまでさかのぼって全部やり直しになるので、非常にそれは大ごとになってしまつて、とてもちょっとやそつとではできない相談であるので、これは勘弁してくれないかという、そういう説明をされているわけでありませう。

それから、日本学術会議の位置づけはどうなっているのかという点であります、これはお手元にあると思いますが、第8条の3であります。「政府は、科学技術基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、科学技術会議の議を経なければならない」。これはこの法案の一番の中核が政府に科学技術基本計画を策定することを義務づけるという点にありますので、それに科学技術会議の議を経なければならないということを置きまして、その科学技術会議には日本学術会議の会長が職制上自動的に必ず議員になるという仕組みになっているので、それで位置づけられていると解釈させてほしいと。そういうお話でございます。

そんなことが三つの問題がそれぞれ手当てが、人文系のみということはまだできていないのですけれども、二つは一応の手当てができて、人文系のみに係るという点をどんなふうにも、まだ修正の余地はあると思われますけれども、どんなふうにも最終案になるか、現状はそういった段階でございます。

以上のような説明でよろしいでしょうか。

○議長 ありがとうございます。

○渥美（7部） 私はおとし、去年とアメリカ、イギリスに二国間交流に出まして、ヨーロッパとアメリカがいかにか科学技術に危機を感じているかということをも痛切に感じたわけですね。産業に対する問題、あるいは国民の健康、クオリティ・オブ・ライフ、安全、その他に対して何とかしてやりたい。その中の切り札の一つとして科学技術に非常に期待を持っている。その科学技術を何とかして役立つためにどうしたらいいかということが出てきたのが戦略的研究という言葉ではないかと私は考えるわけですね。

現在の日本の状態を考えますと、やはり科学技術に対する期待というのが高まってきているにもかかわらず、なかなかそれに対する、後で私申し上げたいと思いますが、学術会議に対する予算も極めて少ない。こんな中で政府の、議会の中で科学技術を推進しようということが出てきた。恐らく尾身さんも国際的な関連の中で何とかして日本の科学技術を推進したいと考えているということを感じたわけですね。そんな意味で、この基本法に対して学術会議としてもその辺のところを考慮していきたいと思うわけですね。

ただ、先ほどの人文科学、これは非常に大きな問題の一つでありまして、学術会議は当然人文・社会・自然科学が入っているわけですね。そこにありますように、学術振興法、名前はどんなのでもいいと思いますが、その中に人文・社会を入れたようなものを一応考えまして、これを学術会議が提案していく。つまりこの第1段階として今出ている科学技術基本法というのはとにかく科学技術、これは見た中で自然科学に限定されていると思われまますが、これをとにかく第一歩としてこれを推進していただく。その次の第2段階として学術振興法ですか、それに人文・社会を含めたようなものを学術会議として要望していく。そういう格好にすると時宜に適しているのではないかと気が私はしますのでちょっと提案申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

基本的に議員立法ですので、ここでどうこういうのは難しいかもしれませんが、今の渥美先生のお話に関連して立法の……。

○前田（1部） 第12条を拝見しますと、データベースの充実とか情報化とかいうことがあるわけですが、私の関係する学会、日本印度学仏教学会も恐らく学問の世界では一番古い学問をやっていると見られていると思いますが、仏教関係のいろいろな言語の教典、典籍がたくさんございます。そういうものをデータベースに入れる仕事を既に始めて何年かたっております。国際的にもサンスクリットとかパーリ語とかいうふうな言

語のCD-ROMもできておりますし、漢訳の聖典もデータベースに入れるというような仕事を始めようとしているわけでございます。実際問題として人文科学系の学問でやはりそういうふうな知識なくしては学問自体ができなくなるとなるとあるんですね。それともう一つはフィールドワークのような仕事もしなければならぬ。学問の性格自体が新しく変わりつつあるのでありまして、人文科学という従来の既成の概念でもって恐らくこの基本法案は考えられているのではないだろうか。そういう点で、私どもはもう少し人文科学というのを新しい学問の見地から見直していただかなければならない。そういう時期にきているのであって、古いところがそうになっているから直せないのだというふうなことではなくて、そこから見直すべき段階になっているのではないかとこのように私は感ずるのですが、いかがでしょうか。

○議長 ありがとうございます。

○北村（6部）私、これを先ほど読ませていただいている、最終的な後の方をずっと見ていきますと、やはり学術会議の内部体制であり、学術の問題なので、会長がとられた4ページの英国とか米国における科学技術云々というところ、下から二つ目のパラグラフ、「科学技術に期待されるのは産業の競争力」云々というところに入ってくる、ここをすべて科学技術と言ってよいかどうか、このパラグラフ。むしろこれから重要なのは、学術会議の立場としては、皆さんとちょっと私の意見は違うのかもしれないけれども、科学技術一辺倒よりは、人間の主観とか、人間自体の主体性の問題を含めた、それによってこそバランスがとれていける、だからこそ人文科学を含めた学術の重要性というのがあってこそできるので、科学技術一辺倒の英国の方式は私はやや批判的なわけです。

したがって、そこら辺の科学技術云々というのを少し学術ということに持っていき、また9ページにくる科学技術基本法の問題はむしろ極力狭い意味での科学の基礎的な技術的な問題を解決する基本法というような意味に表現をして、それがすべてを、何かここを拝見しますと、これが非常に日本の科学技術のためになっていくようなちょっと感じがしないのではないので、余り深く触れて、私はどちらかといったら重みをつけていたきたくない。むしろそれよりは、後ずっときて、最後の日本の学術体制、内部体制、この辺で学術ということを中心とした見解を強めた書きの方がトーンとして表題の学術会議の課題になるのではないかと。確かに重要な問題かもしれないけれども、ちょっとそちらにウェイトがかかるというのは、ちょっと中途半端な学術会議の立場とせつかくの会長の将来の学術の重要性の一つの柱であるところ、後でちょっとお伺いしようと思ったのですが、科学技術が進んで、それに対して人文系の主体的な科学に対する問題点のところ学術としてこれから極めて重要な点が欠落しかねない。そういうことを考えますと、参考としてアメリカ、英国のあれは参考にしてもいいんですが、日本としてはそれよりはもっと先の重要な科学技術の方を、イギリスなどでは日本の方が科学技術が進んでいて、困ったから一生懸命ストラテジックにやっつけようという、むしろそういうところなので、日本の方がその辺は進んでいるわけですから、それに追従するような表現はできるだけない方がいいのではないか。国際感覚、アメリカのことはよくわかりませんが、独自性というものをもっと出した方がいいので、そうじゃないと、6の学術会議の内部体制の議論になってきたときに、先ほども出た学術会議の理念というか、学術政策であるとか、そういった点をもう少し強調しないと、最後の高度研究体制、これも高度学術体制なのか、研究体制の方がいいのか、ちょっと気になる表現なんですけれども、そこら辺の配慮からすれば、余り科学技術基本法に触れない方がいいのではないかと思います。

○議長 ありがとうございます。

日本学術会議の今期の基本的な考え方、行動計画、アクションプランの中に学術会議としてはどういうふうな考え方が学術を考えているか、そして今の中でいかに学術の総合が、あるいは知の成熟というものが大事であるかということを強調した上で重要課題を挙げてきているわけです。今、北村委員からもいろいろ課題の組み方、その他について御意見がありまして、熱心な御意見をいただいて非常にありがたいのですが、私は私なりにこれを会長の気持ちで見ていると、さっきインパクトファクターというのがありましたけれども、もう一遍アクションプランにある精神をここへ全部重ねたのではどうもインパクトが少ないので、今の状況の中でのインパクトファクターを会長がいろいろお考えになって、これが一番インパクトが強かろうと、これが大事だというところが強調され過ぎていて、それは逆に言うと、そのほかが無視されたと。それを足していくとまた的外れになってしまって、会長の今の時にねらっておられるインパクトが薄れるのかもしれないなとも思っているんです。

ほかに何か御意見ございませんでしょうか。

○内田（盛）（5部） 科学技術基本法案、これをもう一遍見直しているのですが、この文章はどうも官庁文学的であまり気に入らないのでございますけれども、いずれにしてもどうもこれの出てきた背景的なことをいろいろ考えますと、実は日本の大学は研究設備は大変な状態にある。これは皆さん御存じのとおりでございます。そういう意味で、随分前から産業界を含めて何とか国民というものの産業、それから経済が発展したら自動的に学問に金が流れるシステムという意味で業界を通じて随分働きかけをしました。そういう意味で平成4年4月24日だと思いますが、科学技術政策大綱の改定において、速やかに今の研究費を倍増せいと。実はGNP1%という話が出ていたんですが、これは大蔵省等のお考えで削られてしまったわけでございます。

ところが、どうもいろいろな感じで伺っておりますと、政権が変わるたびに全部学問に対する予算は削られていっているということです。それで、尾身議員と——尾身議員だけではなしに、150何人の議員さんがそれに同感して動いていると伺っているのでございますけれども、いろいろ御説明を伺ったときにはそういうことでは日本の学問が大変だと。特に科学技術については欧米等の状態について会長の御認識どおりのことが考えられて、何とかやはり政権が変わろうとも、国の基盤である科学技術については、設備といい、資金といい、考えなければいけないということをきちっとしておけば、どんなに政権が揺れようと何しよう、総理大臣が変わろうとも、その方向が決まらないということをする訴えられて支持を願いたいというふうには伺いました。

そういうふうに見ますと、ずうっとこの中を個別に見ますと、実に文章的には我々としては、科学的にはあんまりスマートではないのですが、そういう意味では流れができると思います。これさえも通らなければ人文・社会の方に金も流れない。こういうような危機感を感じておりまして、学術会議としての一つの何かスマートなことを言うのか、この機会に学問というのは科学技術を通じてこういうことはしなくてはいけないということを通じてさらに振興法等のものを挙げていくかどうか、これが大変な別れ道だと思います。特に経済的にも大不況になりまして、国民の大合唱は、政治家に会いまして、どうしてあす食っていけるんだと、崩壊するというよという中で税金が払われております。災害問題については国民のコンセンサスを得てどんと一生懸命やっておられますけれども、それ以外については本当に基盤だということを言っている議員さん方の動き

さえも現場の当事者である科学者グループである学術会議がある程度理解を示してあげておかないと、国民からある意味では見放されるという危機感を感じております。そういうことも御勘案の上、良識ある態度をぜひとっていただいて、会長にそれを代弁していただければありがたい。

個別のことについては皆さんおっしゃることの努力をすべきだということは当然だと私も思っております。以上でございます。

○議長 どうもありがとうございます。

○中山（2部） 先ほどの北村さんの御意見に大分賛成なのですが、9ページ目の下から4行目、会長が、私はこの法案が成立した暁には期待したいと思うと、こういうふうに述べておられます。そのお気持ちは私も十分わかるのですが、ただ、「この法案が成立した暁には」という言葉は、人文・社会科学系の者としては大変抵抗のある表現になっていると思わざるを得ないのです。というのは、会長御自身が従来の学術会議の態度を踏まえた上で、このパラグラフの最初のどこに人文・社会が含まれていないことについて、私は少なくとも人文・社会への配慮が言及されてしかるべきであると思うとわざわざつけ加えておられるわけです。

ところが、そういう不十分な点がある。あるにもかかわらず、この法案が成立した暁にはということになりますと、現在の法案でもできればいいんだという、そういう趣旨にとられてしまう可能性があると思います。会長の本心は恐らくできれば人文についての言及がどこかに入ってほしいということであろうと思いますので、そうだとすれば、文章として言えば、この「法案が」のその先の「成立した暁には」という言葉だけでもせめて削っていただければ、学術会議のスタンスというのが明らかにできるのではないかと思います。最小限度そういうことをお頭いしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございませんでしょうか。

○堀尾（1部） 今のことと関連してなのですが、半分質問もあるんですけど、なぜ人文系が入れられないかということで、「科学技術会議の規定と整合性を保つため、これを除去することは困難であると説明された」とあります。この説明をそのまま受け入れるかどうかということになると思うんですね、具体的には。これは私は法律の方にむしろお伺いしたいのですが、科学技術会議というのは、この成立過程を含めて私はかなり問題を持っていたという判断をしているんです、学術会議との関係で言えばですね。そして、そもそもこの会議は総理が諮問をし、そして議長が総理であるという、ある意味では非常に奇妙な会議だというふうに私は理解しているのですが、科学技術基本法が成立した場合に、今度の法律が成立した場合には、つまりそれに人文を含んでという文言にした場合に、科学技術会議の規定との関係で言えば、言うなれば上位法的な関係になるのではないかと思います。ですから、抵触するとすれば、むしろ科学技術会議の規定の方が逆に問題になるのであって、そのために今度の立法措置でそれを配慮してこういう文言を入れるというのはちょっと立法技術にも問題があるのではないかとこのように私は感じているのですけれど、むしろ法律の方にお教えいただきたいと思います。

○議長 あとお1人お願いします。

○高嶋（1部） 前の堀尾先生を含めてお2人の方と関連いたしますが、私もこの科学技術基本法が今議員立法で出されるということには、基本的に、正直に言えば余り賛成ではございません。それよりはむしろ昭和37年でございましたか、和達会長のときに出されました科学研究基本法が先に出されるべきなんです。それを差しおいてこれを出すとは何ごとだというので一つ根底でございます。

それから、私は、随分昔のことですから、うっかり言えないのですが、昭和50年代の『文部時報』であったかと思えます。今この議員立法を出そうとされる尾身さんもそのころ課長だったかもわかりませんが、もっと前に課長かもわかりません。私の記憶に誤りがなければ、昭和50年代の『文部時報』に出されました文章も実は課長さんクラスの方の文章ではなかったかと思えますが、アメリカの、当時アメリカは科学技術最優先の社会だったように思いますが、やはり今後は、もともとが人文を非常に軽視して、科学とよれば自然科学というのがアメリカの、そう言うては言い過ぎですが、極端に言うるとそういうことであろうかと。それをそのまま日本にも持ち込もうというようにこの課長さんは考えておられるのではないかというのが『文部時報』のその課長さんの文章を読んだときの私の感想でございます。

第4常置委員会で明日開かれます第2分科会に属しますから、学術体制でこれは一もみやってもらわないといかんかというようにも思いますが、私はどうも、別にお役人さんを批判するつもりではないんです。そういう考え方にひとつ問題があると私は思っているんですね。今日の、一方では文部省がマスコミにたたかれております校内暴力だとかいじめだとかというような問題も心が欠かけているからだと。だから、おとといございました脳と科学でも、私は必ずしも脳の科学だけに絞る、心をとるとということにも必ずしも賛成できないんですね。むしろ心という面から脳の科学のやってもらえんかなと思うんでございまして、こういう場合、これは科学技術で基本法で、科学技術だけをと言われることについては必ずしも賛成できないというのが一つあります。

それから、先ほど第1部の方、前田先生だったか、どなただったかちょっと失念いたしましたがおっしゃいました第12条にもありますように、今日人文科学でも、これは会長さんの2ページ、さっき逆の意味であれでしたが、会長さん確かに我々人文を科学じゃないとお考えになって、そう言っちゃいけないけど、そのようにとれる文章なんです、2ページは。しかし、にもかかわらず、歴史学等とはお書きになった裏には、歴史学等もそういう科学技術が発達せんことには、発達すればそれはプラスになるよということでございますし、我々は科学技術に支えられて、歴史学だけじゃなくて、人文系の研究も進められているわけです。

そうしますというと、この第1条、仮に一步譲って、科学技術基本法がつくられるとしても、「人文科学のみに係るものを除く」などというのはとんでもない規定でございまして、こういう規定は絶対排除してもらねばならぬ。そういうように思えます。これは非常に強い決意でそう申し上げているんです。そうでなければ新米の私がここで立ち上がる気は毛頭ないんです。私は1年生会員でございますから。でも、10数年前の『文部時報』に載せられたその文章を読み、お役人の方々の一部の方でございましょうけれど、考え方の不当性を思い、尾身さんも当時お役人であったかと思うわけですが、やっぱりだめなんだなという、これはそう言っちゃいけませんのですけれども、本心を言えばそのように思えます。ですから、私は、理想と現実とは違いますが、科学技術基本法を賛成してもよいのですが、その場合には第1条の括弧は必ずとっていただきたい。そう

でなければ困る。日本のために困る。そういうように思っているんです。人間のために困ると思っ
ているんです。

それから、もう一つは、先ほど挙げられましたなぜとれないかというのは、今もおっしゃいましたように、それは順序が逆だろうと。基本法ができれば、向こうの方を、大変じゃなくて、当然直されるべきだというのが私の判断でございます。

以上でございます。

○議長 どうもありがとうございました。

時間がまいりました。今までいろいろ御意見がございましたが、きょうの前半の最後のところで会長は人文・社会科学、自然科学が一体として考えて、学術の将来、現在をあれしているのは、世界の中でも我が国独特の姿であり、またそれを代表するのが日本学術会議であるというようにおっしゃいました。さっきから何度も出ておりますが、欧米諸国では、アカデミーも、あるいは組織も皆ばらばらになって、こういうような形のもは大変珍しい、またそれが将来に対して方向づけをしているのは日本の独自の表現であるとともに、そのアクションとしては学術会議が大変大事な役をしている。また、それだけにいろいろなステップでは難しい点もあるかと思えます。

きょうはいろいろいいお話をいただきました。最後に5分ほど会長にお話をいただきまして自由討議を終わりたいと思いますが、会長、よろしく願いいたします。

○伊藤会長 これは私自身も陥っていた落とし穴なんですけれど、人文科学を除くとは書いてないんですね。「人文科学のみに係るものを除く」というふうに書いてあるので、人文科学の中にも自然科学とか、要する科学技術に関係するものは全部入るという意味なんです。ですから、人文科学を除くというふうにおとりになってお怒りになると困るので、そこはちょっと冷静にお考えいただきたい。人文科学のみに係るものはどれぐらいあるのか、私にもよくわかりません。例えば、英文学というのは多分そうだという例示がどこかで出たんですけども、英文学は本当に科学技術に関係がないのか、最近のカセットテープを使って教えたりとか、教育学にいろいろなことをやるというので、そういう面を強調すれば当然入ってくる。ですから、総体的に排除されるようなふうにお考えには決してならないでいただきたいということでもあります。

かなり法律的なテクニックの問題があっそうなっていて、これは法律の先生の御意見もよく伺いたいと思うところであります。

それと先ほどこれにも出ていますし、渥美部長から言われました学術振興法、これをやった後にもっと全体をカバーするような法律を考えたらいいじゃないかということは、尾身議員自身も話の中で示唆されているところでありまして、一遍に何もかも突っ込むということは今の現実の制約上そんなに簡単なことではないので、ツーステップ、スリーステップというふうにやっていくのも重要な考え方であろうと思えます。

以上、私はそんなふうを考えております。

【参考】科学技術基本法（平成七年法律第一三十号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）の振興に関する施策の基本となる事項を定め、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、我が国における科学技術の水準の向上を図り、もって我が国の経済社会の発展と国民の福祉の向上に寄与するとともに世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的な発展に貢献することを目的とする。

（科学技術の振興に関する方針）

第二条 科学技術の振興は、科学技術が我が国及び人類社会の将来の発展のための基盤であり、科学技術に係る知識の集積が人類にとっての知的資産であることにかんがみ、研究者及び技術者（以下「研究者等」という。）の創造性が十分に発揮されることを旨として、人間の生活、社会及び自然との調和を図りつつ、積極的に行われなければならない。

2 科学技術の振興に当たっては、広範な分野における均衡のとれた研究開発能力の涵養、基礎研究、応用研究及び開発研究の調和のとれた発展並びに国の試験研究機関、大学（大学院を含む。以下同じ。）、民間等の有機的な連携について配慮されなければならない。また、自然科学と人文科学との相互のかかわり合いが科学技術の進歩にとって重要であることにかんがみ、両者の調和のとれた発展について留意されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、科学技術の振興に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、科学技術の振興に関し、国の施策に準じた施策及びその地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（国及び地方公共団体の施策の策定等に当たっての配慮）

第五条 国及び地方公共団体は、科学技術の振興に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、基礎研究が新しい現象の発見及び解明並びに独創的な新技術の創出等をもたらすものであること、その成果の見通しを当初から立てることが難しく、また、その成果が実用化に必ずしも結び付くものではないこと等の性質を有するものであることにかんがみ、基礎研究の推進において国及び地方公共団体が果たす役割の重要性に配慮しなければならない。

（大学等に係る施策における配慮）

第六条 国及び地方公共団体は、科学技術の振興に関する施策で大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」という。）に係るものを策定し、及びこれを実施するに当たっては、大学等における研究活動の活性化を図るよう努めるとともに、研究者等の自主性の尊重その他の大学等における研究の特性に配慮しなければならない。

（法制上の措置等）

第七条 政府は、科学技術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が科学技術の振興に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

(全文は以下を参照、http://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/13419951115130.htm)

【参考】尾身幸次『科学技術立国論——科学技術基本法解説』読売新聞社、1996年。(著者は衆議院議員、議員立法の提案者)

第2章 科学技術基本法の理念と方向

「●自然科学と人文科学とのかかわり合い

基本法は、対象とする科学技術を、「人文科学のみに係るものを除く」としているが、これは科学技術発展の上での人文科学を軽視するものでは決してない。とくに現代においては、自然科学研究の中で人文科学へのアプローチが必要になってくる場面は少なくないのである。

例えば、人文科学としての論理学がコンピューター科学の基礎となり、言語学や心理学が人工知能研究に大きな支えとなっている。また逆に、放射性同位元素半減期を用いて、考古学研究の年代決定が可能になり、重要な発見がもたらされたという例もある。

第二条第2項中の「自然科学と人文科学との相互のかかわり合いが科学技術の進歩にとって重要であることにかんがみ、両者の調和のとれた発展について留意すべきである」という部分は、こうした自然科学と人文科学の融合による可能性を阻害することなく、育てていきたいという意志を示したものである。」(46頁)

第7章 科学技術基本法逐条解説

第一条 目的

「解説

1. 「科学技術」

「科学技術」とは、「科学に裏打ちされた技術」のことではなく、「科学及び技術」の総体を意味する。

「科学」とは、一般に、事がらの間に客観的なきまりや原理を発見し、それらを体系化し、説明することをいい、「技術」とは、理論を実際に適用する手段をいう。

「科学」は、広義にはおよそあらゆる学問の領域を含むものであるが、狭義の「科学」とは、とくに自然の事物、事象について観察、実験等の手法によって原理、法則を見いだすいわゆる自然科学及びそれに係る技術をいい、その振興によって国民生活の向上、社会の発展等が図られるものである。

2. 「人文科学のみに係るものを除く」

(1) 科学技術は、その対象により、自然科学に係るものと人文科学に係るものとに大別される。また、人文科学に係るものは、さらに人文科学のみに係るものとそれ以外の自然科学にも係るものとに分かれる。

(2) したがって、人文科学と自然科学の融合領域、境界領域にある研究(例えば、教育機械に関する研究(教育学と電子工学との結合)、翻訳機械に関する研究(言語学と電子工学との結合等)については、人文科学のみに係るもの以外のものとして本法の対象となる。しかし、文学等現時点で「人文科学のみに係る

もの」はこの法律の対象とはしない。

(3) 我が国においては、人文科学、自然科学の別を問わず、科学技術全般の画期的な発展を図ることが強く要請されているが、そのためには各分野の性格等に即した、それぞれにもっとも適切な施策を推進することが必要である。

(4) 人文科学のみに係る分野については、人間や社会の本質を取り扱うものであり、それを自然科学の分野のみに係るものと同列において計画的、総合的な推進策を講ずることが必ずしも適当でないと考え、これをこの法律の対象外とした。しかしこれは人文科学を軽視したためではなく、第二条（科学技術振興の方針）において「自然科学と人文科学の調和ある発展への留意」を国に求めている。

3. 「総合的かつ計画的に推進」

「総合的」とは、本法に規定する各種施策を、有機的連携を図りながら推進していくとともに、地方公共団体、事業者、国民の各主体の取り組みも含め、全体として推進していくことを指している。

また、「計画的」とは、将来を見通して、多様な施策を体系的に組み立てて実施していくことを指し、具体的には国が計画を定立し、これに従って施策を進めていくことが主たる手法となる。第九条に規定する科学技術基本計画は、研究開発の推進に関する総合的な方針を示すものであり、科学技術の振興に関する計画的推進のための中心的な仕組みであるといえる。」(201-203 頁)

【参考】菊賢一『知っておきたい科学技術基本法』大蔵省印刷局、平成8年。(著者は衆議院法制局職員)

「2 本法の対象（第一条）」

(1) 科学技術の概念

本法は、その題名のとおり科学技術を対象とする基本法である。「科学技術」とは、科学により裏付けられた技術という意味ではなく、科学及び技術の総体を意味する。

ここに「科学」とは、一般に事柄の間に客観的なきまりや原理を発見してこれらを体系化し、説明することをいい、「技術」とは、理論を実際に適用する手段をいう。

(2) 人文科学との関係

本法は、「科学技術」から「人文科学のみに係るものを除く」（第一条）として、自然科学と関係しない学問分野をその対象から除外している。このような分野は、人間や社会の本質を取り扱うものであり、その性格上、それを自然科学の分野に係るものと同列に置いて計画的・総合的な推進策を講ずることが必ずしも適当ではないと考えられたからである。なお、かかる表現は、本法に特有のものではなく、研究交流促進法（昭和六一年法律第五七号）、日本科学技術センター法（昭和三二年法律第八四号）などにも用いられている。

もっとも、この「人文科学のみに係るもの」とは、自然科学に全く関連しない分野（例えば文学）のみを指し、人文科学全般を除いているわけではない。このような人文科学すべてを本法の対象から除外しなかったのは、人文科学の発展が自然科学の進歩発達に大きな役割を果たしたことは、歴史の上で散見されることだからである。例えば、論理学は人文科学に属するものであるが、アリストテレスの三段論法の段階においては、自然科学との接点がないとされてきた。しかし、現在においては、コンピューター科学の基礎となっている。ま

た人工知能研究には、言語学や心理学が支えとなっている。このように将来研究が進むにつれて、現時点では、人文科学のみに係るものに分類される分野も自然科学の研究に関係する可能性があり、その場合には、本法の対象とされるのである。

なお、以上の説明から明らかなように、自然科学と人文科学の相互のかかわり合いは、科学技術の進歩にとって重要な意義を持つ。そこで本法は、このような両者のかかわり合いの重要性にかんがみ、人文科学に対しても自然科学との調和のとれた発展が図られるよう留意するものとしている（二条二項。）」（6-7頁）

「昭和四三年の第五八国会において内閣より「科学技術基本法案」が提出された。本法は、同案を今日的視点に立って大幅に見直したものである。この四三年案は、人文科学のみに係るものや大学における研究に係るものを対象から除いたことにより、これらが無いがしろにされるのではないかといったことが問題になり、結局調整がつかず廃案になったとのことである。

そこで以下においては、これまでの記述と若干重複する部分があるが、本法と四三年案との相違点を述べることにする（資料8参照）。

① 四三年案においては、大学における研究に係るものは対象から除いていたが、本法においては、科学技術創造立国を目指すうえで大学・大学院の充実強化が必要不可欠との観点から対象に含めている（同案一条の「科学技術」の定義参照）。

② 四三年案においても、本法においても人文科学のみに係るものは、その対象から除かれている。しかし、本法は、両者の調和のとれた発展について配慮することを科学技術の基本方針として定め（二条二項）、人文科学への目配りを行った。

※この①、②により、四三年案と同様の問題は生じないであろう。

③ 四三年案は、科学技術振興に関する国及び地方公共団体の責務と国が講ずべき施策について定めた振興法的性格が強かった。しかし、本法においては、第二条において科学技術振興の方針を規定するとともに、第五条において基礎研究の推進に当たっての国等の役割の重要性への配慮、第六条において大学に係る施策を講ずるに当たっての配慮などの定めを置くなど、科学技術振興に関する施策を講ずる際の基本的な考え方を打ち出し、理念的な色彩を強増している。

④ そのほか、本法においては、講ずべき科学技術振興政策について、研究交流や研究開発活動における情報化等、今日的観点で見直しすることにより具体的方向付けを行うとともに、若者の科学技術離れに関する懸念への対応として科学技術の普及・啓発からさらに踏み込んで学校教育等の充実についても規定している。」（35-37頁）

1996年（平成8年）

科学技術基本計画について（会長談話）

平成8年6月24日

日本学術会議

会長 伊藤 正男

日本学術会議は、かねて我が国の将来の発展を図り、国際社会の繁栄に寄与するためには、学術研究体制の改善充実を早急に進める必要があることを指摘し、政府に勧告、要望を行い、このことについての我が国社会の深い理解と支援を願ってきた。

本日、科学技術基本法に基づく科学技術基本計画が答申され、その中で、日本学術会議が強く要望してきた政府の研究開発投資の拡充が、具体的数値目標とともに明確に指摘され、規制緩和、人材育成等について具体案を示されたことを高く評価し、この計画の策定に尽力された関係者に、深く敬意を表する次第である。

政府におかれては、この計画の着実な実施に努めるとともに、人文・社会科学を含めた諸科学の調和のとれた発展に十分留意されることを強く要望する。

また、研究者が、この計画に込められた期待と責任を十分自覚し、学術研究の一層の発展に努力することを強く期待する。

2001年（平成13年）

第1部・第2部・第3部共同報告

21世紀における人文・社会科学の役割とその重要性

「科学技術」の新しいとらえ方、そして日本の新しい社会=文化システムを目指して

平成13年3月26日

日本学術会議第1部・第2部・第3部

(1) 作成の背景

内閣府に総合科学技術会議が設置されその活動が開始されたのに鑑み、日本学術会議においては、現下の人文・社会科学の課題と役割についての立場を表明するため、第1部・第2部・第3部において審議のための組織を設け、7つの部に属する全会員および常置委員会等に意見・情報の提供を求めつつ作業を行い、とりまとめた文書案につき第1部・第2部・第3部において審議検討した結果を、まず第1部・第2部・第3部共同報告として発表することとした。

(2) 現状及び問題点

科学技術の概念が自然科学に偏重して理解され、研究環境の整備もバランスを欠いている現状は、人文・社会科学の創造的発展を阻害しがちである上に、自然科学の発展に対してもマイナスの影響を及ぼす可能性をもっている。人文・社会科学は自然科学と相互に補完的な役割を担っているのみならず、自然科学とは異なる発想と手法によって、科学技術に対して独自の貢献を行う可能性をもっているからである。日本の科学技術のバランスのとれた発展のために、自然科学と人文・社会科学の統合的・融合的な発展を促進する学術研究体制を、早急に整備することが必要である。

(3) 改善策、提言等の内容

①科学技術概念を転換する制度改革を行い、人文・社会および自然諸科学分野の統合的・融合的発展について社会一般の理解を促進すべきである。

②人文・社会科学の振興を、科学技術に関する総合戦略の「かなめ」として認識すべきであり、これは科学技術の全体的発展のために必要である。

③学術の統合・融合を通じて、科学技術と社会との望ましい関係をきり拓くことができるという文明的展望を、内外に発信すべきである。

④科学技術基本計画の中に人文・社会科学の役割を積極的に位置づけるべきである。

(全文は以下を参照、<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/18youshi/1868.html>)

[学会議による学問論的提起]

「新しい学術の体系——社会のための学術と分離の融合——」新しい学術体系委員会(平成15年6月24日)
提言「知の統合—社会のための科学に向けて—」科学者コミュニティと知の統合委員会(2007年3月22日)

2008年（平成20年）

石井紫郎氏が日本学術振興会の発行する『学術月報』の最終号で「学術基本法」の制定を求める機運が浮上してきた。そこで指摘された「科学技術」の定義とともに、ここで示された「学術基本法」の提案が、この後の学術会議における学術基本法ないしそれに類する立法についての態度と大きく関わっている。

なお石井氏には、同趣旨の内容で次のものがある。

石井紫郎「日本学術会議に期待するもの」『学術の動向』14(6)、2009年6月、「学術基本法（素案修正版）」を添付。（以下を参照、https://www.jstage.jst.go.jp/article/tits/14/6/14_6_98/_article/-char/ja/）

【参考】石井紫郎「「学術基本法」の制定をめざして」『学術月報』61(3)、2008年3月。

「こうして見ると、「科学技術基本法」が、「科学」と「技術」の振興ではなく、科学をベースにしたテクノロジーを「科学技術」と称し、その振興を目的としたものだということがわかってくる。そもそもわが国の官界で「科学技術」という言葉がどのような背景のもとで、どのような意味内容において使われはじめた、という問題にここで立ち入る必要はないであろう。……「科学技術」は絶対に「科学・技術」と書いてはいけない言葉、つまり science and technology ではなく、science-based technology とでも訳すべき言葉なのである。」（3頁）